

令和2年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年9月7日(月)午前9時30分から午前10時15分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第55号) 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

4. 報告案件

日程第2(報告第13号) 子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

日程第3(報告第14号) 専決処分の報告について(教職員人事課)

日程第4(報告第15号) 専決処分の報告について(スポーツ課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴木英之

教育長職務代理者 小泉和義

委 員 永井廣子

委 員 平岩夏木

委 員 岩田美香

委 員 宇田川久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小林輝明 教育環境部長 井上 隆

学 校 教 育 部 長 細川 恵 生涯学習部長 大貫末広

教 育 局 参 事 佐野強史 教育総務室担当課長 藤波健二
兼教育総務室長 (総務企画班)

学 校 教 育 課 担 当 課 長 松本祥勝 教職員人事課担当課長 中井一臣
(人権・児童生徒指導班) (人事班)

生 涯 学 習 部 参 事 高林正樹
兼スポーツ課長

事務局職員出席者

教育総務室主任 島崎順崇

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第55号、「相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

大貫生涯学習部長 では、議案第55号について、ご説明申し上げます。

この議案は、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直しに伴いまして、津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う体育施設の使用料の減免に関する経過措置に係る規定を改正いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、改正の経緯についてご説明いたします。

津久井地域のスポーツ施設の使用に係る使用料につきましては、編入に伴う経過措置として旧町の減免規定を適用するとしており、使用料を100%又は50%減免としていたところでございますが、昨年度、受益者負担の在り方の基本方針に基づき旧町の減免規定の適用を廃止することを政策決定いたしまして、今回、関連する規定を改正するものでございます。

次に、規則改正の内容についてご説明申し上げます。申し訳ありません、1枚おめくりいただいて、議案第55号の参考資料、横長の資料をご覧いただきたいと存じます。

第3項で当面の間、旧町の減免規定を適用するとしていたものを令和3年3月31日までの間の適用に改正いたすものでございます。

第6項、さらに裏面になりますけれども、第6項につきましても同様に改正をいたすものでございます。

なお、津久井地域のスポーツ施設につきましては、相模原市都市公園条例施行規則にも規定がございまして、そちらにつきましては同様の改正を市長事務部局において実施する

予定でございます。

以上で議案第55号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 減免措置が来年の3月までということですが、市民への通知等はどのようになっているのでしょうか。また反応と申しますか、その辺が分かればお聞かせください。

高林スポーツ課長 市民への周知につきましては、これとは別に市全体として受益者負担の在り方の検討が昨年度実施されまして、その際に旧4町の方には何ってご説明をしたところでございます。

反応としては、もともと条例等で値段設定されている金額がございまして、それから減るところ、値下げのところもありますし、値上げのところもある。新市一体としての金額に、料金設定は改正されます。

ただ実際には、当面の間ということで旧4町の施設にあるものは、減免規定で0円ないし半額になってまして、これをここで整理するということで、反応としましては、仕方ないかなというような反応もございましたし、料金改正自体について1.3倍まで上がるということについては、旧市の方と同じようにご不満というところはございました。

説明としては既にしておりますので、今後、これが決まりましたらホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

以上です。

鈴木教育長 他に質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第55号、「相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

子どものいじめに関する審議会からの答申について

鈴木教育長 次に、日程2、報告第13号、「子どものいじめに関する審議会からの答申

について」、事務局より説明をいたします。

松本学校教育課担当課長 それでは、報告第13号、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。

はじめに、相模原市子どものいじめに関する審議会の概要についてご説明を申し上げます。お手持ちの資料後ろから2番目の参考資料1をご覧ください。

本審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する機関でございます。

具体的には4の活動内容に記載がございますとおり、いじめの現状と実態の分析に関すること、いじめの防止等のための取組の有効な対策に関すること、市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関すること等について審議を行っており、令和2年度もこうした内容について様々なご意見をいただいたところでございます。

資料の最初から2枚目の答申書写しの1ページをご覧くださいと存じます。

本答申書は、令和2年6月22日付けで諮問した事項につきまして、相模原市子どもに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項1といたしまして、市が令和元年度に実施したいいじめ防止等の施策の実施状況の検証について。諮問事項2といたしまして、市立小中学校が令和元年度に実施したいいじめ防止等の施策の実施状況の検証についての2つの事項でございます。

恐れ入りますが2ページをご覧ください。諮問事項1に対する(1)市基本方針に関することについてでございます。

アの各委員から出された主な意見では、これまでに開催された審議会の中で各委員から出された主な意見が示されております。例えば(ウ)では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業が続き、児童生徒の学習機会とともに、社会性や仲間づくりの場も減少していると考え、「新しい生活様式」の中で、児童生徒の仲間づくり、関係づくりをどう進めるのかという難題を意識して、市全体で取り組んでいただきたいとの意見が記載されております。

こうした意見を取りまとめ、審議会として総括した内容がイの提言として示されております。

イの提言でございます。(イ)でございますが、教育委員会は、いじめ防止に向けた市全

体の取組において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を踏まえた、児童生徒の社会性や仲間づくりについて実態を把握するとともに検証を図り、次年度の施策に反映することが必要であると示しております。

これを踏まえまして、今後は指導主事による学校訪問や、学校いじめ防止基本方針に係る各学校の取組報告等により児童生徒の実態について把握しまして、その結果について第3回の相模原市子どものいじめに関する審議会において検証を図っていきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。

(2)市の具体的な取組に関することにつきましては、アの(ア)、(イ)、(ウ)、3点の意見を踏まえまして、イの提言として示されております。

イの提言でございますが、(ア)にはいじめ等の被害を受け、悩んでいる児童生徒・その保護者等が相談しやすい体制を整備していくことが大切である。また、児童生徒、保護者等が利用しやすい相談・支援体制づくりに努めることが重要であると示されています。

いじめ等の相談窓口につきましては、本課のいじめ相談ダイヤル、青少年相談センターのヤングテレフォン相談、子ども若者支援課の子どもの権利相談室等がございますが、今後、周知を図る上で、より分かりやすい案内に努めまして、相談内容について連携した対応を図るとともに、相談窓口の整理についても検討してまいります。

4ページをご覧ください。

諮問事項2に対する(1)学校いじめ防止基本方針に関することでございます。(ア)の各委員から出された主な意見といたしまして、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の4点の意見を踏まえまして、委員の提言として示されております。

イの提言でございますが、(エ)としまして、教職員は、人権感覚の向上に努め、児童生徒一人ひとりの個性や良さを認めるとともに、児童生徒が互いに認められていると感じる学級経営や授業づくりを工夫、改善し、自己肯定感を育むことが大切であると示しております。

これにつきましては、今後、教職員の人権感覚向上のために研修の充実を図るとともに、人権教育指導資料集の理論編を10月に発出しまして、教職員に周知したいと考えております。また、各学校における児童生徒の自己肯定感が高まるような好事例についても周知を図ってまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。

(2)いじめの未然防止や早期発見・早期対応等の具体的な取組に関することでございます。(ア)の各委員から出された主な意見といたしまして(ア)から(エ)までの4点の意見を踏まえまして、イの提言として示されております。

イの提言の(イ)についてでございますが、各学校は、各家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有する中で児童生徒一人ひとりの把握に努めていただきたい。そのため、教育委員会においても関係機関との連携を強化し、新しい生活様式等を踏まえた学校の取組状況について、常に確認し、学校支援に努めていただきたいと示されております。

これを踏まえまして、今後につきましては、各学校や教育委員会、関係機関が把握した児童生徒の状況につきまして、教育委員会と関係機関の情報連携を進めまして、より迅速かつ適切な支援を図っていきたいと考えております。また、指導主事が定期的に学校訪問を行う中で、新しい生活様式を踏まえた取組を把握し、各学校への支援を図ってまいります。

今後につきましては、本審議会からいただいた提言を踏まえまして、いじめ防止等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

お手持ちの資料、最後のページでございます。1枚飛びまして、最後のページでございます。参考資料2をご覧いただけたらと存じます。

具体的にこの教育委員会に答申したその後のことについてでございますが、9月10日に子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議、作業部会を開催しまして、市の関係各課、担当者を集めまして、本答申内容について報告いたします。その際、答申の提言を踏まえまして、本年度の施策の実施に努め、施策の成果や課題について今年度末に報告するとともに、令和3年度の施策に反映するよう依頼いたします。

関係機関間に依頼した内容につきましては、令和3年の1月下旬から2月上旬間に同ネットワーク会議、作業部会を開きまして、各関係各課から報告を受けた後、令和2年度のいじめ防止に関する施策に係る実施状況報告書及び令和3年度はいじめ防止に関する基本施策掲載事業等一覧としてまとめまして、2月下旬から3月上旬の間に第3回本審議会を開催し、その場で報告、確認してまいります。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会の答申についてご説明申し上げました。

よろしく申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

岩田委員 これはもう最終的な答申ということなので、こういう形かと思うのですが、大まかには分かったのですが、中身の細かいところが、このペーパーだけでは分かりにくくて、どこを見るといいよとか、今後、出てくるよみたいなのところを教えていただけるといいかなと思いました。

この審議会の活動内容が、いじめの現状と実態の分析に関するものであり、それに対する有効な対策に関することを見ていくというときに、今回のはかなり結論的な部分のところ、例えば相談の窓口が多岐にわたっていて分かりにくいですよとなって、それに対して、そこを分かりやすくしますと。

かなりざっくりとしたところで、こういうところできていませんよ、そういうところをやりますみたいな記載なのだけれども、その具体的な現状分析であれば、こういう例があったからやはり窓口が分かりにくかった、という何かエビデンスであるとか、逆に今度はこういうふうにしていきますというような、その具体的なところはどこを見ればいいのか、今後どういうふうに出てくるとかみたいなのところがあれば教えていただきたいなと思いました。

松本学校教育課担当課長 ご指摘いただきました今後の具体的な内容についてでございますが、現在、これから9月10日に関係各課の担当者を集めまして、ネットワーク会議の作業部会を開催します。その中で、今年度は何をやっているかというところについて改めてお願いをするところで、具体的に令和2年度については、令和3年の1月に実際に何をやったかということを実施報告書として取りまとめます。

この令和元年度の今までは何をやってきたかと、そのものにつきましては、令和元年度の実施状況報告書に取りまとめさせていただきます。これは既に公表の方をさせていただいているところでございます。そちらの方をご参照いただけたらと存じます。

小泉教育長職務代理者 それと今のものと関連するのですが、その窓口が幾つかあって混雑しているよというの、その報告書に出ているのですか。

松本学校教育課担当課長 窓口が複数にわたって分かりにくいというご指摘については、令和元年度の実施状況報告書を踏まえて、審議会の委員からご指摘いただいた意見でございます。実際のところとして、各学校以外にいじめ相談の窓口が幾つかあるというところについては承知をしているのですが、それをどうするかということについては、この意見を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

小泉教育長職務代理者 提言のところとは離れたところがあるのですけれども、特に今回

はコロナというところでいくと、いじめ件数が本当に現実として増えているのか。

また、今後、恐らくそういうことが起こり得るだろうなと想定されますが、あわせてやはり一番大切なのは、私が思うには、先生方の意識をより高めることだと考えています。

その辺もぜひ行政の方でもよろしくお願ひしたいと思います。こちらは意見です。

松本学校教育課担当課長 いじめの認知等につきましては、休校期間中も報告されているところなのですが、6月に休校が明けたところでの報告の方は、実際のところとしては、まだ確定はしていないところですが、昨年と同じ段階のところと比べると多い状況と承知しております。

ただ、この多い状況ということにつきましても、学校の方で子どもたちの休校明けの様子について、きめ細かに見てくださいということを教育委員会の方から通知等を出しております、その中で子どもたちの様子に気がついて、先生方が些細なことも見逃さずにご報告いただいている成果なのかなと考えておるところでございます。

鈴木教育長 最初に岩田委員からお話があった部分で、これは答申の報告ということで概要を今日、ご説明させていただきましたが、資料の出し方について少し、次年度以降は工夫しないと、何故こういう意見が出てきたのかという、今、エビデンスというお話がありましたけれども、こういうものを今回、書面でやったので、少し参考資料でその辺をつけて、こういうことがあったのでこういう意見が出てきて、こういう対応をしていきますという流れになっていくのしょうから、次年度以降は少し工夫させていただくということで岩田委員、よろしいでしょうか。では、それは事務局の方でお願いします。

宇田川委員 今のように対応していただくと多分、もう少し実態が見えてくるのかなというのがありまして、その点でやはり少し実態がちょっとよく見えないなという中で今回、これは報告事項なので、また審議事項とは違うので、お願ひというか、こういったところにも注目をというようなところで、ぜひいじめを受けている児童生徒とか、保護者の方が相談しやすいということもすごく大切なのですけれども、やはり先生の意識を高めるということが大切だというようなお話も出てきましたけれども、その中でやはり自分のクラスで、もしも万が一そういったことが起こってしまった場合に、先生もその周りの学校に対して、相談しやすいというような、そういう学校の体制づくりとか、連携というものについても少し職員研修の中で、そういった観点というものも重要になってくるのかなと思ひました。

以上です。

永井委員 これは質問とかではなくお願いなのですが、5ページの(イ)のところに「躊躇することなく、周囲の信頼できる大人に」とあるのですが、やはり大人の方も心してかからなくてはいけなくて、先生が本当に信頼できる大人になれているんだろうかということや、子どもたちを取り巻く、いろいろなところで出会う大人がきちんと信頼されるに足る人になれているかどうかと言われると、私もあんまり自信ないと思うのですが、今はコロナでどこにも行かれなくなって、例えばお友達の家遊びに行ったときにお友達のお母さんにちょっと話を聞いてもらうのかも難しくなっているので、そうしたら身近に接する大人は本当に学校の先生ぐらいしかいないのではないかなって思っています。塾の先生とかもいるかもしれませんが通えない人もいます。

なので、誰もが通える学校で、より先生方が、本当に信頼される大人になるようになって欲しいなということをもっとすごく思います。本当に子どものために、目の前の命を大事にするために何ができるだろうかということを考えられる人であって欲しいなと思いますので、ぜひそこをよろしくお願いします。

平岩委員 皆さんと同じように考えますが1つだけ。

この最後の流れを見ていまして、いじめというのは日々刻々とその状況があるわけなので、報告書作成というのが最終目的になってはいけません。

最後のところの最終確認が来年の5月になっていますので、これは少しスピード感が。かなりの長さ、先のことになっているなという気がします。

最終的なものはそうだけど、途中で現状が分かってきたところで対策を打っていくということをぜひお願いしたいと思います。

鈴木教育長 各委員から幾つか要望をいただきましたので、それを踏まえてスピード感を持って、さらに大きい話として人権の話が出ました。人権を教える教育だけではなくて、人権のための教育、こういうものやっていく先生を育成していくというのも教育委員会の大きな役割ですので、そこについても引き続き頑張っていきたいと思います。

専決処分の報告について

鈴木教育長 次に、日程3、報告第14号、「専決処分の報告について」、事務局より説明をお願いいたします。

中井教職員人事課担当課長 報告第14号について、ご説明申し上げます。

市立中学校除草作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定について報告するも

のでございます。

お手元の資料 2 枚目の専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和 2 年 6 月 15 日午後 1 時頃、市立中学校敷地内において、技能補助員が刈払機により除草作業をしていた際、飛散した小石が駐車していた被害者の普通乗用車に当たり、リアガラスを破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては、記載のとおりでございます。

表の下段、再発防止策をご覧ください。まず校長から本人に対し、飛散防止機能付きの刈払機の使用、飛散防止のためのボードの設置など、事故防止策を徹底するよう指導いたしました。

また後日、教職員人事課及び学校施設課の担当職員が現場検証を行うとともに、校長、副校長、常勤の技能員及び本人に対し、安全を第一に考えた作業の徹底を改めて指示いたしました。

さらに、日頃から学校技能員に対しては除草作業中の事故について注意喚起しているところではございますが、今回の事故を受け改めて全校に対し、刈払機の使用にわたって注意喚起を行ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします

鈴木教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

永井委員 少し素朴な疑問なのですがすけれども、事故の概要という最後のページに書いてあるところの真ん中から下の方なのですが、まず再発防止策のところ、校長から本人に対し、飛散防止機能付き刈払機の使用をするように指導したとあるのですが、これは飛散防止機能付き刈払機があるのにそれを使用せずにないものを、機能がないものを使用していたということなのでしょうか。

中井教職員人事課担当課長 実際のところ私も立ち会ったのですがすけれども、飛散防止機能付き、刃が逆回転するものが当該中学校にはございました。本人はそれを知りつつ、ナイロンの紐がぱたぱたと回るもの使っていた。

その理由についても直接事情聴取し、効率性を優先したということから、強めの指導と再発防止を指示したところでございます。

鈴木教育長 説明にあったように草がどんどん伸びるので、つい軽い気持ちでやってしまったことが大きい結果につながったということになると思います。

この件は少しここまでにさせていただいて、次も同様の報告になりますので、後で一括

していろいろお話をさせていただきたいと思います。

専決処分の報告について

鈴木教育長 次に、日程4、報告第15号、「専決処分の報告について」、事務局より説明をお願いいたします。

高林スポーツ課長 報告第15号についてご説明申し上げます。

施設整備中に発生した事故に係る損害賠償額の決定について報告するものでございます。

お手元の資料2枚目、専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和2年6月29日午後2時頃、相模原市緑区川尻の原宿グラウンドにおいて、歩道に接する草地の除草作業をしていた際、飛散した小石が隣接する市道を走行していた被害者の小型貨物車に当たり、破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては記載のとおりでございます。

表の下段をご覧ください。再発防止策といたしまして、草刈機で草刈りを実施する場合には、周囲の安全確認をするとともに危害が及びやすい場所での場合、飛散防止シートでの遮断を実施します。

また同僚と声掛けを実施して、事故防止に努めます。

以上で説明を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら前の分も含めてお願いしたいと思います。

永井委員 先ほどのものと同じように、この川尻の原宿グラウンドの方には飛散防止機能付きのものはなかったのでしょうか。

それと、これは学校の中より、より深刻なのは、走行していた車に当たってということは一、これは自転車とか人だったらちょっと怪我をしたりするのではないかと思うので、ここについては意識が足りなかったのかなと思うので、今後、本当に気をつけていただきたいと。これはお願いです。

高林スポーツ課長 おっしゃるとおりでございます。本当に反省しているところでございます。

機材につきましては、ナイロンカッターのものを使っていますので、比較的飛んでしまうところがあります。

津久井地域の直営でのグラウンドやテニスコート等、16施設ほどございまして、そのうち13が草刈りを行うものでございまして、3人体制、再任用職員の3人でそれぞれ5月から10月くらいまではほぼ毎日やっているところです。

ご指摘のとおり道路に近いところは、本来であればしっかり遮断シートを、ペアになって1人の人は持つ、それをやるのが今回徹底されてなかったところでございますので、改めて今後につきましてはそれを徹底するようにいたします。

鈴木教育長 もう1点。永井委員からお話があったのは、この原宿グラウンドのケースは飛散防止機能付きの刈払機はあったのか、なかったのか。

高林スポーツ課長 飛散防止機能付きのものはございません。スポーツ課ではナイロンカッターの刈払機、それをそれぞれが使っています。

鈴木教育長 それを使うときに、飛散防止の対応をするのがルールだけれども、徹底されていなかった。

高林スポーツ課長 道路に面していないところでは、それぞれ1人ずつで作業をするのですが、道路に面しているところは遮断シートを1人が持ってやるということが徹底されてなかったところでございますので、今後、気をつけていきたいと思います。

小泉教育長職務代理者 関連するのですが、となるとグラウンドは複数体制でできると。片や学校現場は複数で対応できるかどうか。もし、できないとしたら、どうするのかという話。市の中で同じ草刈りなのに統一感がないのは少しおかしいのかなと感じます。

中井教職員人事課担当課長 確かにご指摘のとおり、技能補助員が2人体制ではいるのですが、1人ずつ日を変えて配置をしているところです。

今回の事故を受けまして、草刈を行う際は常に複数体制できるように改めて指示をしております。今日は草刈りの日と決めた場合には、2人一緒の日に割り振りを変更したり、本務の方が中学校に残り、そこで草刈りの手伝いをするとか、ほかの学校に行くことを調整したりして、必ず複数でやるようにと。

今回の事故も車道側にはきちんと飛散防止用のものをつけていたのですが、駐車場の方は5メートルくらい距離がありましたので、そっちは大丈夫だろうということで、そっち側には設置をせず、1人で作業してしまった。

先ほどの繰り返しになりますが、そういう効率性優先、軽い気持ちというか、甘い気持ちで起きてしまった事故です。今後は複数であることを徹底してまいります。

岩田委員 説明を聞いて少し分からなくなってしまったのが2つありまして、まず1つは

1件目の7月16日の方は飛散防止付きのものを使えば防げたのに、それを防げなかったという注意事項というか、再発防止であると。

まず1点目は7月16日、次に8月31日なので1カ月と10日ぐらい経っていますけれども、市の中でこういう事故が起きたからやはりこの草刈りは気をつけた方がいいよとか、逆にこの8月31日のところは、その飛散防止付きの機械がないとしたら1カ月ぐらい前のところで、そういう飛散付き防止のないところで、ナイロンのカッターのところでは、こういうことが起きるからより注意が必要なんだというようなアナウンスなり、注意事項がなかったのが1点。

その対応策として、どっちがコスト的にいいのかわからないけど、人をつけて一生懸命ビニールを張るほうがいいのか、逆にこの7月16日の防止策で見えたら、飛散防止付きの草刈り機を買うことで、こっちのグラウンドをやるときにも防げるのかと素朴に、素人から思うと人が一生懸命ビニールを張るような荷を増やすというよりも、機械を変えることで防げるものなのかどうなのかと迷ってしまいました。

鈴木教育長 少し1点だけ。この事故の概要につきましては、概要をご覧いただいて、事故が発生したのは、事故の状況にある令和2年6月15日、その後、保険等の調整をして専決処分等して、7月16日。ですから、学校で起こったのが、令和2年6月15日で、原宿グラウンドで起こったのが6月29日、約2週間後の大体同時期に起こっているということ。

質問としては、機械で防げるのか。わざわざ人をつけて対応しなくてはいけないのか。その辺について何か見解があればお願いします。

中井教職員人事課担当課長 私も現場に行きまして、そこで改めて確認をさせてもらったのですが、ナイロンカッターはかなり効率がいいです。1回振ると面積としては、4倍から8倍ぐらい。そして、かなり軽いです。飛散防止用のアタッチメント付きのものは、かなり重たいです。

そう考えたときに、言い訳になりませんが、重いし効率が悪いということで、学校現場で、技能補助員はそっちを使った。

説明が足らず申し訳なかったですけども、学校現場で先ほどの飛散防止策、2人体制で必ずやりなさいと指示したのはあくまでもナイロンを使ったときです。小石のあるところでも実験したのですが、飛散防止用のものでやると、重くてかなり効率が悪いのですが、ほとんど飛散しません。30センチぐらい横にぼんと飛ぶぐらい。

ということで、学校ではもし、ナイロンカッターで広く、効率的にやる場合には2人体制でやる。細かいところを周りに車や道路があるところは重くて大変だけれども、飛散防止でやる。それをきちんと判断してやるようにと指示をしております。

分かりづらくて申し訳ございませんでした。以上です。

岩田委員 それだけ、この飛散防止付きのものの方が安全性がいいとしたら、先ほど私が質問したのは、どうしてグラウンドの方はそっちを使うという対応策にならなかったのかということで、人をいっばいつけてというよりも、この飛散防止付きものをグラウンドにやる时候にも全部、そっちを使うという対応策が素人から見ると、安全なんだからそっちを使えばいいのではないのと思ったのですが、その辺の理由があれば教えてくださいということ。

高林スポーツ課長 飛散防止機能付きの刈払機についてですが、グラウンドの場合はかなり広いですし、13カ所もありまして、それぞれ夏場、6月からずっとやっていく状況になっていますので、効率性等の面からナイロンのものを使っている。

13カ所のうち、この原宿グラウンドだけが道路に面しているところがございますので、そこはシートをペアで使うようにした方が効率は、安全性も考えながら対応していきたいと思えます。

岩田委員 現実的なところでということなのですね。

鈴木教育長 実際にグラウンドはかなり面積が広いということで、作業効率という観点で回答させていただきました。

永井委員 飛散防止機能がないものでやる时候というのは、もちろん暑い中大変だなと思って拝見したりしているのですけれども、もちろんヘルメットをかぶったりとかゴーグルをかけたりとか、そういう作業者の身を守るような対策は必ずとっているということですよ。車に当たって、これだけ被害があるということは、人、もちろん作業員のことを守るというのは大事だと思うので、そこを少し確認させてください。

中井教職員人事課担当課長 ヘルメット、ゴーグルと前掛けも必ずつけて作業するように今後も徹底してまいります。

高林スポーツ課長 職員の安全対策はとっていますので、引き続きとってきたいと思えます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

では、この件はこれで終了させていただきます。引き続き、事故防止に努めてまいります。

いということでございます。

それでは、ここで前回の定例会後、約1カ月の間における私の活動状況について報告いたします。

8月18日ホームタウンチームの認定証の交付式、ノジマ相模原ライズ、三菱重工ダイナボアーズ、SC相模原をホームタウンチームとして再認定をさせていただきました。

ステラについては、昨年に認定していますので、これは2年間の認定ということで今回3チームに再認定をさせていただきました。

8月20日に、スタジアム・アリーナを核としたまちづくり協議会からの市長提案がありまして、協議会の座長として早稲田大学スポーツ科学大学院の間野教授から返還のところにスタジアムをつくったらということの市長への提案がありまして、市長としてはなかなか難しいけど提案の1つとして捉えていきたいと。

それから8月24日、八王子にあります東京工業高等専門学校の校長が、ここでまた定員を増やしますので、ぜひ相模原市の中学生に受験していただきたいということで、東京工業高等専門学校もコロナウイルスの感染予防に、あそこは寮もありますので、そういうことでは非常に神経を使っているという報告がございました。

また8月の下旬からは9月定例会議から始まっていますので、それに出席させていただいているということでございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は10月16日、金曜日、午前9時30分から、この第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は10月16日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午前10時15分 閉会